

広島県告示第五百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和四年七月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県江田島市大柿町小古江、同市大柿町大原、同市大柿町深江及び同市大柿町大君地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び本法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び本法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	郷（一〇一九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	堀二号（五八八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	大原（七二九九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	二反田（二〇二〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	平後二号（二〇四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	大君二号（七三二一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。